

漢語サ変動詞「奏ス」の意味用法

——行為の対象として「天皇」「院」をとらない例の出現傾向とその用法——

柚 木 靖 史

はじめに

「奏ス」は、国語辞書の記述によれば「天皇または院などに申し上げる」意味であると説明され、「太皇太后、皇太后、皇后、皇太子などに申し上げる」意味の「啓ス」と、対比的に捉えられ、説明される。「奏ス」は、「啓ス」とともに、「言う」の謙讓語として捉えられるものの、行為の対象が「天皇」「院」に限定されるという点で、「申す」「聞こゆ」といった他の謙讓語とは一線を画する。玉上琢弥氏が、「奏ス」を絶対敬語とする所以である。

しかしながら、古典作品で使われた「奏ス」のなかには、行為の対象として「天皇」や「院」をとらない例が少ないながらも存する。ここでは、「奏ス」のとする行為の対象の全体像を概観するとともに、少ないながらもあらわれる「天

皇」「院」を行為の対象にとらない「奏ス」について、考察することにする。

なお、「音楽を奏でる」意味の「奏す」や「功を奏す」という慣用表現として使用される「奏す」は、ここでは取り上げないことにする。

一、上代、平安初期の作品における漢字「奏」の使われ方

ここでは、上代から平安初期にかけて書かれた作品で、「奏」がどのように使われているかをみる。この当時、「奏」を「奏ス」と読んだかどうかは分からないので、ここでは、読みを確定せず、「奏」の字義と、上代、平安初期の和化漢文で使用された「奏」との意味の関係について見ていく。ただ、室町時代の『日本書紀抄』の例を見ると、「奏」を

「マウス」と和訓で読んでいたので、恐らくは、上代、平安時代初期の和化漢文で使用された「奏」は、「ソウス」ではなく、「マウス」と和訓で読まれていたであろう。

さて、漢字、「奏」という漢字自体の意味は次のように説かれる。

○「漢字語源辞典」(藤堂明保)

〔奏〕(前略) この字は、犠牲とした動物の肢体を両手でそろえている姿を示す。ひと所にそろえ、縮めるのが原義で、首尾そろえるところから、奏進、上奏などの意を派生した。聚と同系。

○「字通」(白川静)

〔奏〕(会意)(前略)「詩 商頌那」の「鄭箋」に「奏とは樂を作(なす)の名なり」とあり、もと奏樂の意。両手で奉ずる形をとるものは、笙のような吹奏の器であらうしく、もと神に奏するものであった。のち樂歌に限らず、尊貴の人に申すことを奏という。

これらの記述によると、「奏」は、神前で両手を合わせた形を表すとある。その動作が何の動作かということについ

ては、「漢字語源辞典」⁽²⁾では「犠牲とした動物の肢体を両手でそろえている姿」とし、「字通」⁽³⁾では「笙のような吹奏の器を神に奏する姿」とする。他にも「茂った草を両手で合わせ持つて神前にすすめる姿」とする「角川 漢和中辞典」⁽⁴⁾の説もある。いずれの書にも、これら「神前で両手を合わせた形」を意味した「奏」が、やがて「君王に上言したり、上書する」という意味になっていくと説かれる。

このように、中国で使用された「奏」には、「君王に上言したり、上書する」という意味がある。それでは、日本人は、漢字「奏」をどのような意味に使ったのであろうか。上代や平安時代初期の作品を見てみよう。主要作品での、「奏」の用例数は次のとおりである。⁽⁵⁾

古事記	22
日本書紀	148
続日本紀	229
万葉集	7
日本靈異記	9
題詞	7
和歌	2

これらの例を、行為の対象という観点から分類すると、次の表のようになる。

〔古事記〕

天皇	15	天照大神	6	綿津見大神	1
----	----	------	---	-------	---

〔日本書紀〕

天皇	143	百濟王	2	神功皇后	2	天照大神	1
----	-----	-----	---	------	---	------	---

〔続日本書紀〕

天皇	222	盧舍那仏	2	中国の王	3
----	-----	------	---	------	---

〔万葉集〕

天皇	9
----	---

〔日本靈異記〕

天皇	7	皇后	2
----	---	----	---

漢字「奏」は、中国で最高の権力者に対する行為として使われたように、日本でも最高の権力者である「天皇」を行為の相手とする場合に使われている。「神」や「仏」に「奏」を使うのも、同じような意識であろう。また、「中国の王」や「百濟の王」といった外国の最高権力者に「奏」が使われているが、これも同じような意識による使い方である。

ただ、日本書紀や日本靈異記に見られる、「奏」が「皇后」に使われる例については、少し注意を要する。次の例は、日本書紀の例である。いずれも、「神功皇后」に対して「奏」を使用している。神功皇后は、仲哀天皇の死後、応神天皇即位までの約七十年間を、摂政として政治を行っていたので、「日本書紀」の編者は神功皇后を最高の権力者とし、なし、「奏」を使ったと考えられる。

〔日本書紀における「神功皇后」を相手とする「奏」の例〕

1 甲子、大臣武内宿禰、自穴門還之、復奏於皇后。(卷第八 仲哀天皇 329頁7行目)

2 於是皇太后歡之間久氏曰、海西諸韓、既賜汝国、今何事以頻復來也。久氏等奏曰、天朝鴻澤、遠及弊邑。吾王歡喜踴躍、不任于心。故因還使、以致至誠。雖逮萬世、何年非朝。(卷九 神功皇后 357頁10行目)

次の例は、「日本靈異記」の例である。用例3では、天皇にも皇后にも「奏」を使っている。用例4でも、皇后に「奏」を使っている。用例3、用例4の皇后とは、額田部皇女、すなわち後の推古天皇を指す。「日本靈異記」の編者は、

皇后であるにもかかわらず、後に天皇という最高権力者になることを踏まえて、ここで「奏」を使ったと考えられる。

(日本霊異記における「皇后」を相手とする「奏」の例)

- 3 大部屋栖古連公、聞奏天皇、嘿然不信、更奏皇后、聞之詔連公曰、(後略)(大系本 上卷 第五)
- 4 然物部弓削守屋大連公、奏皇后曰、(後略)(大系本 上卷 第五)

ただ、同じ内容の説話で、時代が降って成立した「今昔物語集」では、日本書紀と同一の皇后に対して、「奏」ではなく「申」を使っている。

用例5では、天皇に「ソウス」という漢語サ変動詞を、皇后に「マウス」という和語動詞を使用している。「今昔物語集」では、「日本霊異記」⁶と異なり、皇后に「申」を使い、天皇に対する場合と区別している。「ソウス」は、後述するが、行為の対象がほぼ天皇や院に限られ、皇后に対して使われることはない。「今昔物語集」が編まれた時代には、「ソウス」という語の出現ということもあって、天皇や院に対する「奏」(ソウス)、皇后に対する「申」(マウス)と

いう、漢字の使い分け意識があったのではなからうか。一字漢語サ変動詞形成漢字の多くは、和語表示から漢語サ変動詞表示へと変化する際、主語や目的語が限定される。⁷

「奏」も、他の一字漢語サ変動詞形成漢字と同様、「マウス」という和語表示として使われていたときは、「天皇」「皇后」「神仏」など、最高権力者にある程度の幅を持たせていたが、漢語サ変動詞表示となったとき、最高権力者のなかから「後に天皇となる皇后」や「天皇に代わって政治を行う皇后」、あるいは「神仏」などが削ぎ落とされたのではなからうか。これは、和語の意味を限定するという、漢語サ変動詞の機能、あるいは表現価値と関わっている。

- 5 其時ニ、文部ノ屋栖野ト云フ人有リ。此事ヲ天皇ニ奏スル、天皇、敢テ不信給ハ。然レバ、后ニ申ス。(大系本 卷第十一 第二十三話 底本は興福寺本)
- 6 然ル間、守屋大臣、后ニ申シテ云ク、(後略)(大系本 卷第十一 第二十三話 底本は興福寺本)(注)

三、平安時代以降の国語文における「奏ス」の意味用法

ここでは、平安時代以降の国語文のなかで、「奏ス」がど

のような意味で使われているかをみていく。まず、「奏ス」の用例数を掲げる。

更級日記	紫式部日記	蜻蛉日記	作品	日記	今鏡	増鏡	栄華物語	作品	歴史物語	狭衣物語	源氏物語	落窪物語	宇津保物語	平仲物語	大和物語	作品	物語
2	2	2			14	29	62			24	62	2	109	1	10		
江談抄	閑居友	宝物集	沙石集	宇治拾遺物語	閑居友	十訓抄	打聞集	今昔物語集	中山法華経寺蔵三教指帰注	観智院本三宝絵	作品	枕草子	作品	隨筆	とほすがたり	海道記	
9	1	12	9	3	1	13	4	76	2	11		12			7	1	

金葉和歌集	後拾遺和歌集	新古今和歌集	千載和歌集	後撰和歌集	和歌(詞書)	富家語	中外抄	言談	三帖和贊	親鸞聖人関係資料	太閤記	平治物語	保元物語	平家物語	作品	軍記物語	古今著聞集
1	1	3	4	1		2	4		1		6	3	9	4			23
繁野話	談義本	殺生石	謡	山家鳥虫歌	謡曲	乳母の草紙	窓の教	弁慶物語	俵藤太物語	御伽草子	袋草子	歌字書	六百番歌合	歌合	拾遺和歌集		
1		1		2		1	1	1	1		20		1		6		

催馬楽奇談 3

大田南畝作品集 2

本朝一人一首 2

談義本 2

田舎荘子 2

随想集 1

落栗物語 1

翻案文学 1

伽婢子 1

小説 37

本朝水滸伝 37

仮名草子 2

是楽物語 2

舞の本 1

大織冠 2

新曲 1

近世歌文 2

藤篋冊子 2

続き物語物 4

狭客伝 4

以上、文学ジャンルごとに、「奏ス」の用例数を表示した。平安時代の物語に「奏ス」の用例が多い。宮廷を題材にし、天皇や院の出てくる場面が多いことが、平安時代物語に「奏ス」が多い理由であろう。その後、院政時代頃の「今昔物語集」に「奏ス」が多く使われ、それ以降、「奏ス」の

用例数が減少する。「今昔物語集」を含め、説話に「奏ス」が比較的多く使われているのは、インドや中国といった異国の王に向けられて話す場合でも、「奏ス」が使われていることによる。「奏ス」は、鎌倉時代、室町時代を通じて、散見される程度ではあるが、用例が認められる。さらに、江戸時代の小説「本朝水滸伝」に「奏ス」の用例数が比較的多く認められるなど、江戸時代まで使われた語であったことが知られる。

次に、「奏ス」の対象が誰であるかを作品ジャンルごとにまとめておく。

物語	大和物語	平仲物語	宇津保物語	落窪物語	源氏物語	狭衣物語	俵藤太物語	弁慶物語	窓の教	乳母の草紙
	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇
	10	1	87	2	50	25	1	1	1	1
			院		院					
			東宮		12					
			3							

まず、物語類であるが、表に示すように、「奏ス」の行為の対象は、天皇・院に偏っていることが分かる。このことは、従来、古語辞典等で「奏ス」の意味として、共通して挙げられているところである。例外として、「宇津保物語」に東宮を対象に使われたものがある。

その例を、次に挙げる。「宇津保物語」は、「延宝五年木版本」を底本とする大系本と、「前田育徳会尊経閣文庫所蔵本」を底本とする索引本との間で、本文が異なる部分がある。

(索引本と大系本の両方に用例があるもの)

1 おとどたち「よき事きき侍れど、得なんこの中にはさだめ侍らぬ。なホ申シつるやうに、そうせさせ給へ」とて、みなまかで給ひぬ。(国議下 242頁10行目 大系本)
2 おとどたち「よき事きき、はべれど、えなむこの中にはさだめ侍らぬ。なを申つるやうに、そうせさせ給へ」とてみなまかで給ぬ。(くにゆづり下 1505丁2行目 索引本)

(索引本に用例があり、大系本に用例のないもの)

〈春宮残菊宴 女の噂、あて宮のことに及ぶ〉
3 春宮「けふここにものせらるる人くくのなかに、ことも

なきむすめ、たれか多くもたらひたらん。かけものにしてむすめくらべなどせられよや」左のおとど「この中には聞えずなん。平中納言ばかりや、もたらひたらん。それもまだちひさくなん聞え侍る」(菊の宴 11頁4行目 大系本)

4 春宮、御あそびなどし給ついでに、「こゝに物せらるゝなかに、こともなきむすめ、たれおほくものせらるるらんかけ物にして、むすめくらべなどせられよや。」左のおとど「この中にはきこえずなむ。平中納言ばかりや。それもちひさくなんきこえぬ」と源中納言そうし給。(きくのえん 571丁4行目 索引本)

(索引本に用例があり、大系本に用例のないもの)

〈左大将参内とあて宮入内の事〉
5 春宮「なにかそは、つみあらば、そうせかへさすばかりにこそあなれ。なおほしわづらひそ」大将「はなはだたつき仰なり。いとちひさくなん侍ルめる。すこし人とならば、さぶらはせん」と申給ふ。春宮「いとうれしきことなり。かの御かたにも、つねに聞えさせんと思ふを、さわがしなどものし給はん、すずるることなれば、う

たておほさんやなどとてなん。時／＼はきこゆれども、
母宮ききいれ給はぬやうになん」と聞え給へば、大将い
といたくかしこまりて、「さらば、仰にしたがひ侍 らん」
とて、まかで給ひぬ。(菊の宴 14頁14行目 大系本)

6 「なにかそは。つみあらばそうせさすばかりにこそはあ
なれ。なおほしわづらひそ。」大将「さとは(さらば)か
おほせごとにしたがはむ」などそうし給を、(後略)
(きくのえん 575丁1行目 索引本)

用例1、2は、索引本にも大系本にも、「奏ス」が認めら
れる例である。朱雀帝の讓位により春宮が帝位につくこと
になったとき、新しい春宮を誰にするかという問題で、中
宮は意中の人が新しい春宮になることを望んで、兄弟の
「おほきおとど」に相談する場面である。中宮から相談を受
けた大臣は、中宮に対し、「なほ、申しつるようにならば、そうせ
させたまへ」と、「いま私に言ったことを中宮自らが春宮に
直接申し上げなさい」と言う場面で、「奏ス」が使われている。
ここでの「奏ス」の主語は中宮であり、行為の及ぶ相
手は「春宮」になる。

索引本に用例があつて、大系本に用例がない例を、用例

3、4に示した。4では、「それもちいさくなんきこえぬ」
と源中納言そうし給とあるが、大系本では、「それもまだ
ちいさくなん聞こえ侍る」とだけあり、それ以降の表現が
ない。7の用例は、行為の主体が源中納言で、行為の及ぶ
相手が東宮である。

同じく、索引本に用例があり、大系本に用例のない例を、
用例5、6に示す。

用例5では、「おほせごとにしたがはむ」などそうし給
を」とあるが、用例6では、「さらば、おおせにしたがい
侍らん」とて、まかで給いぬ」とあり、「奏ス」が使われ
ていない。ここでの「奏ス」の動作の主体は正頼大将で、
動作の及ぶ対象は東宮である。

このように、宇津保物語には、「奏ス」の動作の及ぶ相手
を東宮にした例が認められるが、このような例は、少なく
とも管見に入った限りで、他の作品には認められなかった。
宇津保物語の注釈書や、宇津保物語の語法について記し
たものに、今のところ、この「奏ス」について詳しく触れ
られたものを見ない¹⁰。宇津保物語については、例に示した
ように、諸本によって、本文の異同も多く、伝えられてい
るものは近世のものばかりなので、本文の信頼性としては
低い。宇津保物語の待遇表現について、片桐洋一氏は、「う

つほ物語の待遇表現は著しく粗雑であり、未熟であり、不統一であり、不見識である」と言われる¹¹⁾。本文の信頼性について、古くは松下大三郎氏によって、成立時期に疑問が出されたのをはじめ、国文学の分野で、これまで多く議論がなされてきた¹²⁾。このような状況のなか、本文の誤写等の理由で、後世、このような「奏ス」の例が紛れ込んだという恐れは捨て切れない。ただ、後世、「奏ス」の動作の及ぶ相手はすなわち「天皇」であると強く理解していたことが、用例の出方から見ても伺い知ることが出来るので、単に誤写として片づけてよいものか、疑問が残る。あるいは、この例を平安時代初期の例と積極的に評価して、後世にない「奏ス」の用例があったと見るべきかも知れない。これを考えるためには、宇津保物語における「申し上げる」という意味を表す語彙体系の詳しい検討が必要である。このことについては、稿を改めて述べたい。ここでは、宇津保物語に、東宮を相手に使われた「奏ス」の例があること、また、そのような例が、管見に入った限りでは孤例であることを指摘するに止めたい。

次に示すように、歴史物語における「奏ス」の動作の相手は、いずれも「天皇」か「院」に向けられている。

栄華物語	天皇	62
増鏡	天皇	24 院 5
今鏡	天皇	12 院 1

隨筆における「奏ス」の動作の相手も、いずれも「天皇」か「院」に向けられている。枕草子12例中の2例は、用例7に示すような、時を「奏ス」例であるが、これも天皇に對して行為が向けられたと見て問題なからう。

枕草子	天皇	12
-----	----	----

〔宮中で時を告げる「奏ス」の例〕

7 時奏するいみしうおかし〔校本枕冊子〕 第二百六十

九段 能因本)

時そうするいみしうおかし〔校本枕冊子〕 第二百六

十九段 三卷本 前田本)

日記において「奏ス」は、海道記で「阿弥陀仏」を行為の相手として使われた例と、とはずがたりで「齋宮」を行為の相手として使われた例を除き、残りの「奏ス」は全て、

天皇や院を行為の対象として使われている。

紫式部日記	天皇	2例
更級日記	天皇	2例
海道記	阿弥陀仏	1例
とはずがたり	院	6例 斎宮 1例

海道記で、「阿弥陀仏」を対象として使われた「奏ス」の例を、用例8に示す。

8 これによりて九品覚王の善政を垂る、一念奉公の輩、

しかしながら平等引接の賞に預かり、諸大薩埵の僉議を
なす、六賊重科の犯、すべて皆空無辺の旨を奏す。〔海道記 総索引〕 鈴木一彦 他 明治書院 九十二頁4
行目 底本 尊経閣文庫本享徳三（一四五四）年写本）

ここの箇所について、註釈書によって、少し意見が分かる。「海道記全釈」⁽¹⁴⁾によれば、「目上の人に申し上げる」とで、ここでは菩薩たちが阿弥陀仏に対して、罪人を弁護する言葉を述べることである」とされる。ここでは、「奏ス」が本来、天皇や院に限って使われるということに触れられておらず、「目上の人に申し上げる」とあるように、「奏ス」

には天皇や院以外も対象とすることが可能であることと説かれる。これに対して、「新日本古典文学大系」⁽¹⁵⁾では、「九品浄土の王である阿弥陀仏を覚王といたので、以下、政治になぞらえていう」とあり、天皇や院に対して使われる「奏ス」のことには直接触れておられないが、仏の世界を宮廷での政治世界になぞらえて、ここでは阿弥陀仏を院や天皇に見立てて「奏ス」を使つたと、説かれているようである。宇津保物語や後に挙げるとはずがたりの「奏ス」の異例もあるものの、「奏ス」は概して天皇や院に限って使われると言つてよく、このことに触れられない「海道記全釈」の解釈では説明がやや不足している。「新日本古典文学大系」の、宮中の政治になぞらえた「奏ス」の使い方であるという説は、他作品での「奏ス」の用例の現れ方から判断しても、納得のいく説明である。「奏ス」はインドや中国の異国の王に対しても使われるので、これになぞらえて使つたのであろう。後に挙げる沙石集にも一例、閻魔王に対して「奏ス」を使つた例がある。さらに、上代にもどれば、続日本紀に、「盧舍那仏」を行為の対象にして「奏」が使われた例があつた。続日本紀のこのような「奏」を、「ソウス」と読んだか「マウス」と読んだか定かではないが、「マウス」と和語動詞で読まれていたとしても、「奏」とい

う漢字の意義としては「仏」を対象に取ることも認められていたことになる。この字義が、漢語の「ソウ」に反映されたと見ることが出来る。

次に、齋宮を行為の対象とした、とはずがたりの「奏ス」の用例を挙げる。

9 (前略) いつしか、「いかゞすべき、く」とおほせあり。思つる事よと、をかしくてあれば、「おさなくよりまいりしるしに、この事申かなゑたらむ、まめやかに心ざしありとおもはむ」などおほせありて、やがて御つかひにまいる。く(中略)く更けぬれば、御まへなる人もみなよりふしたる。御ぬしもこ木丁ひきよせて、御のごもりたる也けり。ちかくまいりて、事のやうそうすれば、御かほうちあかめて、いと物もの給はず、文をみるとしもなくて、うちをき給ぬ。(巻一 57頁3行目 新大系本 折りやすき花)

用例9の「奏ス」は、行為の主体が二条であり、行為の対象が前齋宮である。行為の対象を前齋宮とした「奏ス」の例は、ここ以外に見あたらない。とはずがたりは鎌倉時代の作で、「奏ス」の意味も固定していたはずである。に

もかかわらず、院や天皇でない、前齋宮に対して「奏ス」が使われたとは考えにくい。影印本をみると、確かに「そうすれば」と仮名書きされている。「奏ス」でないとするならば、誤写とみるべきか、あるいは「奏ス」以外の他の漢語サ変動詞「ソウス」を考えるべきか、いまのところ、その判断がつかかねている。

因みに、『とはずがたり語法考』⁽¹⁶⁾では、敬語法の謙讓語に「奏す」を挙げるが、「臣下から天皇・上皇などに申し上げる意の謙讓語」としているだけで、当該箇所例には触れておられない。『問はずがたり研究大成』⁽¹⁷⁾では、『奏す』は天皇、上皇に申すことの敬語であるから、ここはふさわしくない」としておられる。

次に説話の「奏ス」を見る。行為の対象を作品別にまとめると、次のようになる。

中山法華經寺藏 三教指帰注	異国の王	2例
今昔物語集	天皇	55例
	異国の王	21例
打開集	異国の王	4例
観智院本三宝絵	天皇	11例
十訓抄	天皇	10例
	院	3例

閑居友	異国の王	1例
沙石集	天皇	5例
	閻魔王	1例
異国の王	2例	異国の王
1例		
宇治拾遺物語	天皇	3例
宝物集	異国の王	9例
	天皇	2例
	院	1例
江談抄	天皇	6例
	院	3例
古今著聞集	天皇	13例
	院	10例

表を見ると、天皇や院の他に、異国の王の例が多いことが分かる。また、1例、沙石集に閻魔王に対して使われた「奏ス」の例がある。これも、異国の王と同様、院や天皇になぞらえて「奏ス」を使ったものであろう。

また、用例10、用例11のように、江戸時代の開巻驚奇侠客伝や落粟物語には、神に対して「奏ス」を使った例がある。用例10は、神に対して寿詞を奉じる例で、用例11は、神に対して祝詞を奉じる例である。これらの例も、沙石集で閻魔王に対して「奏ス」を使ったのと同様、天皇や院になぞらえてのことであらう。

10 〽(前略)この夜仙家に赴きしに、多豆と知止湍が遠しく、出迎へて報るやう、「我仙嬢は今朝未明に、日の神

に年の首の、寿詞を奏しまつらんとて、衣装を更め雲に駕て、天宮に赴き給ひぬ。〽(後略)」(開巻驚奇侠客伝 第三集 卷之一 300頁16行目)

11 ともに帰り昇りて御長帳台に進み寄、左の大臣唐匣を奉り、御幘をおろし、内侍は御冠を太政大臣に授け、大臣祝詞を奏し、帳台に昇、御冠を奉らせ給ひ、左の大臣御髪を結び、帝北の廂に入らせ給へば、五位の藏人して、元服の礼畢らせ給ふよしを太上皇に告参らせらる。(落粟物語 新大系 142頁4行目)

さらに、神に対して「奏す」が使われた例としては、次の伽婢子の例も挙げられよう。番の者が金堀を人間世界に帰すために、大門の前で、奥に向かって、簡や金印を請う場面である。番の者が、大門の奥の誰に向かって、奏上したかは定かではない。恐らくは、仙人の国を司る神のような存在と考えられたからこそ、ここで「奏ス」が使われたのであろう。

12 金堀とふやう、「すでにこれ仙人の国ならば人間世界のうへにはなくて、下にあるはいかなる故ぞや。」番の者こたへけるは、「こゝは下界仙人の国なり。人間世界のう

には、猶^(ま)上界仙人の国あり」とて、見めぐらせ、「汝はやく人間世界に帰れ」とて、白き水の滝につれて来り、又その水を飽までのませ、もとの山のいたゞきにのぼりて、初めの大門の前にして奥に奏^(まう)し入れれば、玉の簡^(か)、金の印^(いん)を出されたり。是^(これ)をとりて金堀^(うご)を打つれ、もとの岩穴^(いはな)の口に出るに、門々みなひらけたり。(伽婢 子新大系 263頁1行目)

〔括弧書きでない振り仮名は底本の振り仮名、括弧書きの振り仮名は、校注者が施した振り仮名〕

以下、「奏ス」の対象を、作品ごとに、まとめて表に示す。表からも分かるように、「奏ス」の行為の及ぶ相手は、ほとんどが天皇や院、異国の王であることが確認できる。これは、各辞書で従来述べられている「奏ス」の意味と合致する。

繁野話	天皇	1例		
催馬楽奇談	院	3例		
開卷驚奇侠客伝	天皇	2例	法皇	1例
			神	1例

読本

軍記物語

平家物語	天皇	2例	異国の王	2例
延慶本平家物語	法皇	17例	天皇	12例
	7例		異国の王	
保元物語	院	9例		
平治物語	院	3例		
太閤記	異国の王	5例	天皇	1例

浄瑠璃

芦屋道満大内鑑	天皇	1例		
義経千本桜	天皇	2例		
閑八州繫馬	天皇	1例		
せみ丸	天皇	1例		
百合若大臣野守鏡	天皇	2例		
大戦冠	異国の王	2例		
天神記	天皇	4例	異国の王	1例

談義本

田舎莊子	天皇	2例		
------	----	----	--	--

小説

本朝水滸伝	天皇	37例		
-------	----	-----	--	--

歌謡

山家鳥虫歌	異国の王	2例		
-------	------	----	--	--

歌学書

歌文集

舞

謡曲

言談

歌合

仮名草子

法語

袋草子	天皇	20例	院	1例
藤篋冊子	天皇	2例		
大織冠	天皇	2例		
腰越	天皇	2例		
新曲	異国の王	1例		
花形見	異国の王	1例		
殺生石	天皇	1例		
小原御幸	天皇	1例		
中外抄	天皇	3例	院	1例
富家語	天皇	2例		
六百番歌合	天皇	1例		
是楽物語	天皇	1例	異国の王	1例
三帖和賛	異国の王	1例		

和歌

後撰和歌集	天皇	1例
拾遺和歌集	天皇	5例
後拾遺和歌集	天皇	1例
金葉和歌集	天皇	1例
千載和歌集	天皇	4例
新古今和歌集	天皇	3例

次に、訓点資料の「奏ス」の例を見る。ただし、まだ、検索文献数が少ないこともあって、見出した「奏ス」の用例数は多くない。ここに、検索資料と「奏ス」の用例数とを表に示す。

真福寺本新楽府注	0
天野山金剛寺藏本遊仙窟有注本	0
東大寺図書館藏極楽有意長承四年点	0
仁和寺藏三教指帰	0
高山寺本大毘盧遮那成仏経疏康和五年点	0
妙法蓮華経	0
南海帰寄内法伝	0
地藏十輪経元慶七年点(卷五・七)	0
地藏十輪経康平三年点(卷十)	0

地藏十輪經元慶七年点(卷一・二・三・六・七・八)		0
法華經玄贊		0
法華義疏序品		0
高山寺本論語		0
高山寺本史記		0
高山寺本莊子		1
神田本白氏文集		6
久遠寺藏 本朝文粹		8
宮内庁書陵部藏 群書治要		1
仁和寺宝藏三教指帰古点釈文		1
日本往生極楽記 天理大学付属図書館蔵		4
前田育徳会尊経閣文庫		4

(二卷 静嘉堂文庫本) 8例のうち3例がサ変と分かる
いづれも、「聖徳太子→天皇」
いづれも、「聖徳太子→天皇」

これらの「奏」字には、「ソウス」と漢語サ変動詞で読むか、「マウス」などの和語動詞で読むか、判然としない例もある。しかしながら、次のように、送り仮名から漢語サ変動詞だと分かるものや音読符により漢語サ変動詞だと分

かるもの、さらには「奏」に「ソウ」と読みが付されたものもあり、これらの例から、他の「奏」も「奏ス」と読んだものと考えられる。

- 1 離(朱平) 騷(朱上) (□去) (墨) (一) 平) ヲ奏スルニ
〔左〕セハ・時ヲ過セ不〔左〕シ。(臣下↓中国の王)(仁和寺宝藏三教指帰古点釈文 128行目)
- 2 臣一奸一邪有(ラ)は、正一衛一奏セむ。(神田本白氏文集 卷四 274行目)
- 3 大一王、安一坐シテ氣を定(メ)ヨ。釵一事、已に畢(ク)に、奏(音)シツ「矣」。(高山寺本莊子 雑篇 説釵 第三〇)
- 4 太一陽照(ルト) 雖(モ) 覆盆ノ下、願(ハ) 君雲一上(ニ) 奏シ一伝フル(コト) 為(ス)。(静嘉堂文庫 本本朝文粹 卷一 346頁左1行目)

さて、訓点資料に見られる「奏ス」の対象を見てみると、本朝文粹の8例が天皇であり、その他の例は全て異国の王である。従って、国語文における「奏ス」と、対象は同じである。国語文で、「奏ス」が異国の王を行為の対象にとることは、これら訓点資料の例を見ても、自然であるが分か

る。また、恐らくは、国語文に見られる「奏ス」も、このような漢文訓読の側から取り入れられてきたのではないかと推測される。

おわりに

以上、「奏ス」の意味について、上代から近世までを対象に、検討してきた。「奏ス」の意味としては、「天皇や院に申し上げる」というのが、古語辞典等に掲載されている一般的な解釈である。今回、出来る限り多くの作品を検索し、「奏ス」の用例を調べた結果、行為の相手を天皇や院に限定するという「奏ス」の特質は、上代から近世まで、ずっと変わらなかった。ただし、『宇津保物語』に東宮を相手に使われた「奏ス」があることや、『とはすがたり』に斎宮を相手に使われた「奏ス」があるなど、「奏ス」の使い方に問題のある例も若干存する。これらの「奏ス」については、当該作品の敬語体系を捉えたうえで、「奏ス」の役割を考えていく必要もあり、稿を改めて論じたい。

ここで、「奏ス」の由来について考えられるところを整理すれば、次のようになろう。

中国文献の「奏」に見られるように、「皇帝に申し上げる」という意味で使われていた「奏」という漢字が、我が

国に輸入され、中国とほぼ同じ意味で使われた。この際、上代は、「マラス」という和語を表記する漢字の一つとして使用されたが、「申」など他の漢字とは異なり、「天皇」「院」「神」「仏」「異国の王」を対象にする専用の漢字として使用された。「神」「仏」を対象にして「奏」を使うのは、我が国の「奏」字の使い方の工夫の一つであった。

やがて、漢文を訓むという営みを通して、中国文献の「奏」を、「ソウス」という漢語サ変動詞で読むということが行われるようになった。「ソウス」という漢語サ変動詞は、翻訳のための語から離れ、王朝貴族達の会話の中でも使用される語となった。「マラス」という和語動詞が、広く目上の人に言う際に使われるのに対して、改まった場で「天皇」や「院」に言う際に使うための、意味を限定した他の語が必要であったからであろう。漢語には、意味を限定する動きがあった。また、中古では、「奏ス」使用に際しては、漢語使用という新鮮な感覚もあったであろう。『宇津保物語』に見える、東宮に対して使われる「奏ス」の例は、「奏ス」という漢語が、日本語として定着していく時期の、用法の揺れとみたい。中世、近世を通じて、「異国の王」や「仏」を対象に使用する「奏ス」の例が、説話を中心に散見されるものの、「天皇や院に申し上げる」という基本的な意

味は変わらないまま、使われ続けてきた。

今回、「奏ス」の用例を集め、その意味用法について考察してきた。「奏ス」の意味について、対象は誰かという観点を中心として分類し考察してきたが、話す内容についても、検討が必要であったかもしれない。「奏ス」と同じように、対象を限定して使う、「啓ス」との関わりなども含めて、今後の検討課題としたい。

(注)

- (1) 『日本書紀抄』で「奏」を「マウス」と和訓で読んだ例を示す。
- ①故、還^{カヘリ}復^{メカヘリ}(シ)て、天に「於^ノ」上^ノ詣^{ヨミ}て具に其^ノ(ノ)状^{カタチ}を奏^{ウケテ}て(後略)「奏其状ハ天神ニ奏シタマフ也」(上25丁表4行目)
- ②号ヲ天津彦彦火瓊杵尊と曰^{イハス}ス。時に奏^{ウケテ}スこと有^{アル}(テ)曰^{イハス}(ク)。(後略)(下 17丁裏8行目)
- (2) 『漢字語源辞典』(藤堂明保 學燈社 一九九四年七月五十版)による。
- (3) 『字通』(白川静 平凡社 一九九六年十月)による。
- (4) 『角川 漢和中辞典』(貝塚茂樹 藤野岩友 小野忍 角川書店 昭和五十三年一月二十日百七十二版)による。
- (5) 『古事記』『日本書紀』は『日本古典文学大系』(岩波書店)により、『続日本紀』は『新日本古典文学大系』(岩波書店)により、『万葉集』は『日本古典文学全集』(小学館)による。
- (6) 日本靈異記諸本の、来迎院本、前田家本、真福寺本、国会図書館本、東大寺要録所引本でも、当該箇所「奏」に關して、異同はない。
- (7) 拙稿「一字漢語サ変動詞形成漢字の用字法——『古事記』と『源氏物語』を比較して——」(『広島女学院大学日本文学9号』1999)『日本書紀』における一字漢語サ変動詞形成漢字の意味用法——源氏物語』『平家物語』を対象として——」(『広島女学院大学日本文学』10号 2000)『万葉集』『古事記』『日本書紀』における一字漢語サ変動詞形成漢字の意味用法」(『広島女学院大学日本文学』12号 2002)を参照のこと。
- (8) 『宇津保物語 一〜三』(河野多麻校注 『日本古典文学大系』岩波書店)による。
- (9) 『宇津保物語 本文と索引』笠間書院 宇津保物語研究会 代表 笹淵友一 昭和四十八年三月三十一日)による。
- (10) 『宇津保物語語法考』岩井良雄 昭和五十四年九月二十五日 笠間書院)の「謙讓語の項」には「奉る 参る 参らす たまはる たうばる 聞ゆ 聞えさす さぶらふ」はあるものの、「奏ス」は取り上げられていない。
- (11) 『宇津保物語第一部の表現と構造——主として待遇表現を中心に——』(『宇津保物語論集』片桐洋一 昭和四十八年十二月十日 古典文庫)による。
- (12) 『現存本文の信頼度』(『うつほ物語の研究』野口元大 昭和五十一年三月二十日 笠間書院)には、『宇津保物語』

の本文についての議論の経緯がまとめられている。

- (13) 「時を奏す」に関しては、「時奏する 禁中にて、夜警の武士の奏するをいふ。侍中群要に、『亥一刻左近衛夜行官人初奏時事終寅四刻』(『枕草子評釈』金子元臣 大正十四年二月二十五日 明治書院)や、「時奏する」宮中で夜警の武士が時刻を奏上することをいう。亥の一刻(午后十時)から寅の四刻(午前五時)まで、一刻(三十分)毎に行う。」「(『全講枕草子』池田亀鑑 昭和三十八年十一月二十五日 至文堂)のよう
な註釈がある。
- (14) 『海道記全釈』(武田孝 笠間書院 一九九〇年三月 『笠間注釈叢刊14』)による。
- (15) 『中世日記紀行集』(新日本古典文学大系51 福田秀一 他校注 岩波書店 一九九〇年十月十九日)による。
- (16) 『とはすがたり語法考』(岩井良雄 昭和五十八年3月5日 笠間書院)による。
- (17) 『問はずがたり研究大成』(玉井幸助 昭和四十六年四月二十五日 明治書院)による。